

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ



後期高齢者医療制度に加入されている方に納めていただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっておりますが、平成22・23年度の新しい保険料率が決まりましたので、お知らせします。

(詳) (細)

- ・ 保険医療課医療給付係 (市役所1階③番窓口 ☎23-3331内線280・287)
- ・ 大滝総合支所住民福祉課 (☎68-6111直通)・北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)

年間保険料の計算方法 (平成22・23年度)

$$\text{保険料額 (1年間)} = \text{均等割額 (1人あたり) 44,192円} + \text{所得割額 (本人の所得に応じた額) (平成21年中の所得-33万円) \times 10.28\%}$$

※保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

※保険料額の上限は50万円です。

※月の途中から加入した場合の保険料は、加入した月からの月割になります。

保険料の軽減措置

①均等割の軽減 (加入者と世帯主の所得の合計で判定)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額 (年額)		
		平成21年度	平成22年度	増減
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5,000円×世帯主以外の加入者数)	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に100円未満を切り捨てます。

②所得割の軽減 (加入者個人の所得で判定)

平成21年の所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減

制度加入時に、いわゆるサラリーマンの健康保険 (協会管掌健康保険や共済組合など) に加入しているご家族の被扶養者としてその健康保険に加入していた方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

なお、加入者の方それぞれの平成22年度の保険料額につきましては、6月に支払方法とともに保険料額決定通知書でお知らせします。



北海道後期高齢者医療広域連合では、この度、平成22・23年度保険料率の改正を行い、加入者全員に等しくご負担いただく「均等割」が、千49円引き上げで4万4千192円に、また、加入者の方の所得に応じてご負担いただく「所得割」が0.65%引き上げで、10.28%に改定されることになりました。

また、保険料の軽減措置につきましては、平成21年度と同様の措置がとられます。詳しくは、上記の内容を参考にしてください。

合併処理浄化槽設置費補助金

予約申込受付開始のお知らせ

詳細

下水道課総務係（水道庁舎 ☎ 23-3331 内線 411）

市では、浄化槽の普及を促進するため、浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。合併処理浄化槽を設置すると、さわやかな水洗トイレが使えるようになります。家庭から出る生活排水がきれいになり、川や海をきれいに保つことができます。



用ください。

予約方法

補助金の交付を希望する方は、施工業者と相談の上、予約申し込みを行ってください。

申込用紙は市役所水道庁舎2階下水道課で配布している他、市ホームページからもダウンロードできます。

予約申込期間など

既存住宅に設置

4月1日(木)～5月14日(金)

※21基程度の補助を予定していますが、希望者が多い場合は抽選により補助対象者を決定します。

新築住宅に設置

18基程度の補助を予定しており、通年で随時受け付けします。ただし、準備の都合がありますのでお早めにお申し込みください。

その他

浄化槽の設置後には、保守点検・清掃・法定検査の受検などが義務付けられています。その費用は設置された皆さんの負担となります。

また、当該補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置した家屋の所在地に公共下水道が整備されることになった場合には、速やかに公共下水道に接続していただきます。



補助対象区域

下水道事業の

認可区域を除く市内全域

補助対象となる浄化槽

- 処理対象人員が10人以下のもの
- 浄化槽の機能や保証登録状況などが一定の要件を満たすもの

補助対象者

次の全ての要件を満たす方

①専用住宅または店舗等併用住宅に浄化槽を設置しようとする個人（ただし、店舗等併用住宅で使用する場合、店舗等部分に係る人槽分は補助対象から除きます）

②市税を滞納していない方

③住宅などを借りている場合は、賃

補助金額

浄化槽の設置に係る最小限度の費用（千円未満の端数金額は切り捨て）とし、次の額が限度額となります。

- 5人槽 64万6千円
- 6～7人槽 80万9千円
- 8～10人槽 108万6千円

※人槽は、住宅の延床面積などによって決まります。実際に住む方の人数ではありません。また、水洗トイレへの改造工事及び排水設備工事に係る費用は、補助金の対象にはなりません。既存住宅に浄化槽を設置する場合には、無利子の貸付制度を用意していますので、併せてご利用